

第10章 届出等

1. 届出制度

(1) 制度の目的

- ◇本計画および各種実行施策の運用により、都市機能誘導区域への都市機能向上に貢献する施設の立地誘導、居住誘導区域への居住の誘導を行い、持続可能な都市を維持形成していくことを目的としています。
- ◇そのため、本計画において誘導施設として位置付けた施設が都市機能誘導区域外へ立地することや、居住誘導区域外への一定規模以上の住宅立地を把握することで、今後の適切な誘導施策検討へといかします。

(2) 届出対象行為・区域

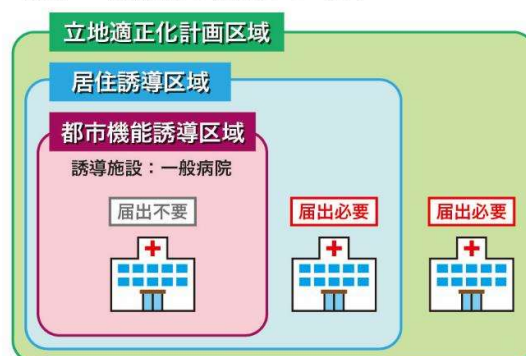
誘導施設に関する届け出

- ◇都市機能誘導区域外での整備の動きや休廃止の動きを把握することを目的として、以下の行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所等について、届出を行うことが義務付けられています。(都市再生特別措置法第108条第1項、第108条の2第1項)

【開発行為】

- ◇都市機能誘導区域外において 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

(例) 一般病院を新築する場合



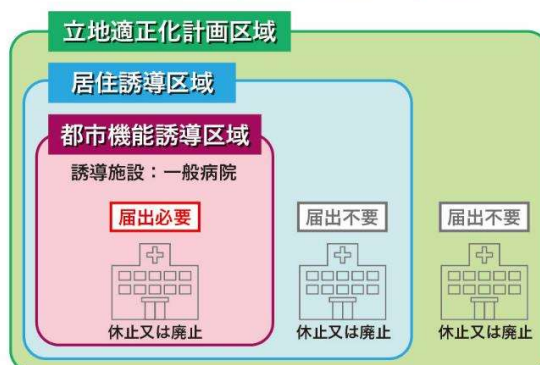
【建築行為】

- ◇都市機能誘導区域外において
 - ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
 - ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
 - ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【休廃止】

- ◇都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

(例) 一般病院を休止又は廃止する場合



住宅に関する届け出

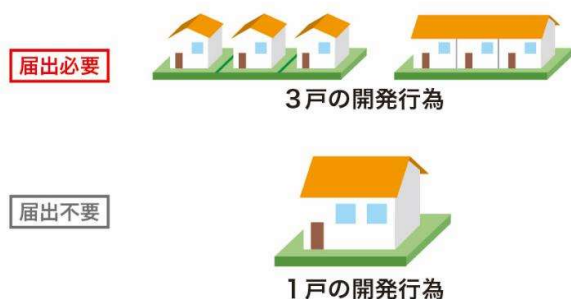
◇居住誘導区域外での一定規模以上の住宅開発等の動きを把握することを目的として、居住区域以外の区域において、以下の開発行為や建築等行為を行おうとする場合、これらの行為に着手する30日前までに、行為の種類や場所等について届出を行うことが義務付けられています。(都市再生特別措置法第 88 条第 1 項)

【開発行為】

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの

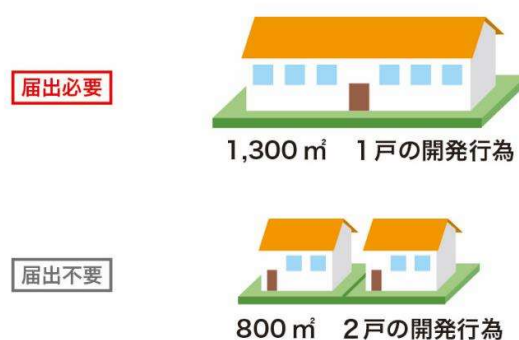
①の例示

例) 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



②の例示

例) 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



【建築行為】

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

(3) 居住環境向上施設に関する届け出の検討

◇居住環境向上施設として位置づけた施設の届け出等の取り扱いについては、今後検討します。